

議案第 71 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島ヶ原地区市民センターの項中「4696 番地 9」を「4739 番地」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（島ヶ原会館条例の廃止）

2 島ヶ原会館条例（平成16年伊賀市条例第270号）は、廃止する。